

## 鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金 (令和7年1月～3月分)の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (別に通知する日まで)

○交付申請は、担当課に郵送にて申請してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、担当課に郵送にて申請してください。

#### ◎補助金の支払い

##### 【提出書類】

実績報告書、様式第1号

##### 【支払時期】

実績報告書提出後、概ね一か月以内にお支払します。